

**日程第3 議案第28号 橋本創生総合戦略  
審議会条例について**

○議長（石橋英和君）日程第3 議案第28号  
橋本創生総合戦略審議会条例について を議  
題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）おはようございます。

まず、この創生総合戦略審議会の条例に関  
して、同僚議員の一般質問の中でも少し尋ね  
られておりましたけれども、第4条の審議会  
は委員20名以内の委員をもって組織するとい  
うことで、ここに4種類、学識経験のある者、  
関係機関及び団体の職員、市民、その他市長  
が必要と認める者ということで書かれており  
ます。

この戦略会議に関しては、産・官・学・勤  
労ということで、具体的に国がその対象とな  
る方々を集めてくるように努めなければなら  
ないのに、実際のところはもうそうなるよう  
に言ってきているのだと思いますが、具体的  
な方々がわかれば教えていただきたいこと  
と、それと年間、いつからいつまでの時期  
で何回ほど開かれるのかをお答えいただ  
きたいと思います。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）まず、委員会構成  
については、まだ確定したものではありません  
けれども、今のところ案として考えておりま  
すのが、20名以内ということでございますの  
で、学識経験者として和歌山大学、それから  
他の大学も含め、それから市内の県立高等学  
校の代表者ということで、4名を予定してお

ります。それから、関係機関、団体職員とい  
うことで、紀北川上農業協同組合、それから  
橋本商工会議所、それから高野口商工会、そ  
れから私どもの指定金融機関であります紀陽  
銀行、それから和歌山社会経済研究所、その  
方で5名を予定しています。それから市民代  
表といたしまして、青少年団体代表、女性代  
表、それからボランティアサークル代表、そ  
れからNPOの団体の代表、それから母子保  
健関係者、女性人材リストから選考という形  
で7名を予定しています。それから、市長が  
必要と認める者ということで、行政として伊  
都振興局、それから本市の行政の職員とい  
うことで計4名、合計20名を予定いたして  
おります。

具体的に回数等々については、まだ確定と  
いうか決定もしていません。かなり短期間  
で詰めていかなければならないということに  
思っていますので、回数については、多くの  
回数が必要であると思っております。

以上です。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）今お答えいただいた分  
に、再度聞かせていただきたいんですけども  
、市民の代表として7名考えているという  
中に、市民公募等はお考えではないのでし  
ょうか。

急ぐのであれば、第1回の会合の予定等も  
お知らせいただきたいと思います。予算自体  
、もう既に上がっておりますので、人数割を  
していくと、実際のところ、何回行かうか  
ということも、ほぼわかっているのではない  
でしょうか。そういった意味で、再度お答  
えいただきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）まず、市民公募の件ですけれども、本来ですと、市民の方から広く募って、人選してということになるかと思うんですけれども、今回、国のほうで、まち・ひと・しごと創生法が施行されたのが去年11月28日、もう11月末だったんで、これを受けて、都道府県、それから市町村が地方版の総合戦略をつくっていく必要があるということ、それから国も創生法が施行されたのが11月末という形ですけど、それから指針等々が送られてきたのが今年に入って、1月に入ってからということになってますんで、それからいろいろ条例提案、それから市民公募もしていきますと、非常に時間を要しまして、委員の選任にかなり時間を要するというので、そんな関係で、今回市民公募は行っておりません。

そのことから、広く市民の方から意見を求めたいということで、7名の人数っていうことでさせていただいております、いろんな分野の市民の方々から広く意見を聞きたいということで、先ほど申しあげました青少年団体ですとか女性団体ですとか、ボランティアサークル、それから女性人材リストの中からも選ばさせていただくというように思っております。

○議長（石橋英和君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）審議会の回数等についてなんです、先ほど部長が答弁させていただいたとおり、まだ現段階でははっきりとは決まっておりますけれども、一応予算的には4回ということを見込んでおります。できれば4月の下旬を皮切りに、最終的には基本的に10月をめどに案の策定までを終わらせていきたいと考えておりますので、かなりタイトなスケジュールになると考えております。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ただ今のちょっと関連でお聞かせいただきたいんですが、市民代表の各団体からの代表というふうにおっしゃいましたけれども、募集をかけるときには、各団体の代表者1名という形で募集をかけていらっしゃると思うんですが、なかなか説明不足の点がありまして、各団体の代表というと、必ずイコールその会の会長となり得る可能性があると思うんです。そうしますと、いろんな市の中の審議会等のメンバーを見ますと、ほぼ代表して出てきていただくメンバーは同じになるような形になるのがちょっと予測されるわけで、その辺の、本来であるならば、団体の代表であるのであれば会長であって、その会長は会の中のメンバーの意見を集約して出てくるというのが、本来の姿なんです、なかなか実質的にはそういうことには至ってなくて、ご本人だけのご意見を言われている場合も、もしかしたらあるかもしれないということが懸念されますので、その辺のところを、広く市民の意見を吸い上げたいということであるならば、代表者に関しては、その会の中でメンバーを募っていただいてという形のような、細かいある程度の説明をした上で、会のほうに募集というか委員を出してくださいというご説明をしていただいたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、その辺は、市当局はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）通例ですと、団体代表者といいますと、その会長等々が選出されてくるということになるかと思えます。

今回地方創生の趣旨っていいますと、広くいろんな分野から意見を聞くということにな

りますんで、その辺も十分団体のほうへお話しさせていただいて、もう一点は、やっぱり女性の参画ということもありますんで、できれば女性の方に参加していただきたいという旨もお話しもさせていただいた中で、説明をさせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、総務委員会に付託いたします。

---

日程第4 議案第29号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例について から、日程第6 議案第31号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について までの3件

○議長（石橋英和君）日程第4 議案第29号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例について から、日程第6 議案第31号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について までの3件を一括議題といたします。

これより3件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）4月からの新しい就学前の児童の教育・保育に係る利用者負担ということで、ずっと一覧が出ているんですけども、国からも新しい基準も示された中ででき上がっていると思うんですが、今までの保育料と比べて大きく変わったところとかはないんでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）基本的な考え方を、まずご説明をいたします。

今回は、4月1日から子ども・子育ての新制度が始まるということで、国が定める基準額を上限として、保育料は世帯の所得状況、その他事情を勘案して応能負担とし、市町村が設定するというところでございます。

それで、今回といたしましては、幾つかの所得の段階を、国の基準以上に多段階化しております。それと、おただしの部分の現行の保育料とほぼ同じようになるように、大きな変化がないようにということで設定をいたしました。ただ、結果的には若干の料金自体が上がっている。保育部分については以上でございます。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）幼稚園の保育料についてお答えをいたします。

幼稚園の保育料につきましても、国の示します利用者負担額を限度として、市において設定するということになってございまして、今回、保育園の保育料、それから保育の時間数等を勘案して、国の示す利用者負担の限度額の約6割程度を設定してございます。

今回6割程度で、保育園の保育料と幼稚園の保育料を比較してみますと、保育の時間等を考慮して、各階層において約1万円程度少なく保育料を設定させていただきました。

ただし、今回、私立の幼稚園それからこども園、それから公立の幼稚園の保育料を一本化したことによりまして、今回の提出させていただいた議案書の7ページに、経過措置としての平成27年度の1年間の保育料、最高が在園児で6,100円、新入園児で6,510円でございますが、9ページの表に28年度から改まってまいりますので、最高でいきますと月額2万1,600円、4歳児・5歳児で2万400円というような形になります。かなりの変化が伴ってまいります。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）保育園部分について、追加でご答弁申し上げます。

今の幼稚園の説明に沿ったところでは、保育園部分については、国の上限額の7割から8割というふうに設定してございます。

それと、今回の改正につきましては、所得階層を設定しておりますが、所得を見るのが、従来所得税で見ておりました。これが、市民税で見るということになっております。

それと、所得税の場合、平成22年まで年少控除という制度がございました、この制度は、22年で終わっておるんですが、みなし的に運用するということが、平成26年度まで運用されておりました。27年度から市民税を見に行くということになりますと、この部分がなくなります。

こういうことで、そのままこの条例の本条どおり適用しますと、かなりの値上げ的なことが発生します。そこで、先ほど幼稚園のほうは1年間ということだと思いますが、保育料の場合は、資料の8ページの3という経過措置を設定しております、平成27年8月31日までにつきましては、従来の計算の仕方から上がる部分につきまして、減免的なものを実施するというので、条例の経過措置でうたってございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）これは、文教厚生委員会に付託されているので、また文教厚生委員会のほうで詳しく質問していただけたらと思うんですけども、ちょっと1点だけ聞きたいんです。

先ほどの国の基準の約6割程度を、保育料は7割程度を設定しているというお話が出ていたんですけど、僕、ちょっと以前に勉強したときに、国の基準が非常に高く、そして

国の基準に合わせてしまうと、もうすごく市民負担が増えて大変なことになるというのも、自分も感じていたんですけども、6割程度から7割程度の基準にしたときに、ごめんなさい。間違えていたら、指摘していただいたら結構なんですけども、それに対する埋め合わせというのは、国からしていただけないことになるといけないことになるというお話も聞いたんですけども、それは実際そうなんですか。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）そこが、非常に国のほうの不透明なところがございまして、今回、新制度に沿って、公立こども園、それから私立幼稚園の保育料を、先ほど説明した表のような設定をさせていただいたんですけども、激変緩和ということで、1年間、幼稚園の保育料については経過措置をとらせていただくということになります。

と言いますのも、新制度に移るのが、私立幼稚園も、27年度については考えていないというようなところもございまして、1年間の経過措置をとらせていただいたんですけども、経過措置後、28年度になりますと、当然、今までやっておった就園奨励費の事業と、それから新制度に移ったときの就園奨励事業がなくなった場合との差額ってというのが発生いたします。現行は、26年度の実績から見まして、市の持ち出しとして約1,800万円が、私立幼稚園に限ってですけれども、増えることとなりますが、このところの国の財源措置というのは、今のところ、何も国のほうから連絡はございません。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）保育園部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、保育料の設定が、現行から大きく変わらないようにということで設定してございます。そ

の結果、7割から8割という設定になっておりまして、おただしのそうした差額の部分の財源はというのは、ちょっと明確なことはまだ国のほうから示されておられません。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

自分もいろいろ調べたんですけど、国のほうからは明確な返答はないと。ただ、国の基準を示している金額っていうのが、僕、見させてもうたんですけど、確かに非常に高い。各地域、地方で、その金額が正直適正かと言われると、自分自身もこれは高過ぎるんじゃないかなという気はしていたんです。

そういった中で、市長も、それに関しては大分お力添えをいただいて、いろいろお話もされているというのは、僕も知っているんですけども、国の制度が変わって、こういった形になっていくというのは、まあまあ事情もわかるんですけども、問題は市民負担をかけないように安く設定してしまうと、市の単費で持ち出していかなあかんというジレンマのような現象が、これから起こりかねないと思うんです。

そういった中で、やはりこの問題については、地方はもうどんどん考えていかなあかんし、教育に携わる人以外の子どもたち、市民の方の税金をまた投入するという形になったら、ほんまに、自分ら議員としてもどう判断したらいいかというのは難しいところなんで、現状、まだわからないということなんで、自分もまた調べて、いろいろ国のほうにまた話はしていきたいなと思うんですけども、今のところわからないというのであれば、もうそれはそれで、今はもう仕方ないと思うんで、ありがとうございました。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、こ

れをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第29号から議案第31号までの3件については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第7 議案第32号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について と、日程第8 議案第33号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第7 議案第32号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について と、日程第8 議案第33号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）今回の改正というのは、通常あり得ないような改正が行われる。変えたところ、また住所、要するに園自体をまた戻すというふうなことです。形式的に見れば、それはできることですが、ここまで進めてきた点においては、今回の同僚議員、一般質問でもさまざまなご意見をいただいておりますし、文教厚生委員会の中でもさまざまな意見をいただいておりますが、市民の中からもかなりの動揺をいただいております。

こういった中で、今後のこれらの対応に関しては、やはり全体的な責任というよりも、もうここから本当に早く本来あるべき姿に戻していただくということ。これは、もう議会もそうですが、一刻も早く対応をしていくということが求められると思いますが、総括的に今回の件に関してのご見解を述べていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）副市长。

○副市長（森川嘉久君）今回の件に関しましては、本当に関係者の皆さまにご迷惑をおかけしまして、大変申しわけございません。

議員ご指摘のとおりでございますので、今後は全力を挙げまして、一刻も早く開園できる形に進めていきたいと考えております。

もう既に、従前の事業者の契約解除は行っておりますので、新たな形で精算を行いまして、残りの部分、設計のやり直しが若干ございますけれども、それが終了次第、業者選定に入っていくという形で、一刻も早い開園をめざしたいと考えております。

それから、ここに提案をさせていただいておりますように、従来の園で2園での保育ということになってきますので、これは一般質問のほうでも、いろいろとご指摘いただいておりますけれども、これについてもできるだけ影響のない形で進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第32号と議案第33号の2件については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について と、議案第33号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号と議案第33号の2件については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第34号 橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（石橋英和君）日程第9 議案第34号 橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第34号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第10 議案第35号 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

○議長（石橋英和君）日程第10 議案第35号 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第35号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第11 議案第36号 橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第11 議案第36号 橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第36号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号 橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第37号 橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第12 議案第37号 橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号 橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第38号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について と、日程第14 議案第39号 橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(石橋英和君) 日程第13 議案第38号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について と、日程第14 議案第39号 橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第38号と

議案第39号の2件については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について と、議案第39号 橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号と議案第39号の2件については原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第40号 橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について から、日程第17 議案第42号 橋本市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について までの3件

○議長(石橋英和君) 日程第15 議案第40号 橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について から、日程第17 議案第42号 橋本市特別職報酬等審議会条例



の一部を改正する条例について までの3件を一括議題といたします。

これより3件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）今回の新たな条例に関しては、この4月からの国の制度改正に伴って、市長部局のほうの権限を強化するという内容かと思いますが、具体的に今回の改正がどのような内容になるのか、少しほり下げてご説明いただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）今回の教育委員制度改革について、少し説明をさせていただきます。

大きなポイントとして四つほどございますが、まず、今回の一つは、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置ということがあります。今までは、市長が議会の同意を得て、教育委員として任命した者の中から、教育委員会の互選において教育長が任命されておりましたが、今回の改正により、直接的に教育長について、市長が議会の同意をいただいて任命するというところでございます。

もう一つのポイントでございますが、教育に関する大綱を市長が策定ということがございます。この大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針、教育基本法第17条に規定する根本的な方針等を参酌して定めるということになってございまして、平成27年度において策定をさせていただく予定でございます。

同じくもう一つのポイントとして、総合教育会議を設置するということがございます。この会議につきましても、市長が必要に応じて招集をすることになります。市長と教育委員会、教育長、それと教育委員が構成員となります。この教育会議において協議されるものにつきましては、まず先ほど説明をいたし

ました教育大綱を制定する部分、それから教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命、身体のプロテクト等、緊急の場合に講ずべき措置等について協議するものでございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）ということでございますと、従来の教育委員たちで構成する教育委員会という部分では、かなりの意味合いが変わったと思いますが、従来の形と、委員たちで構成する会と、どうこれから変わってくるのか。その点、少しご説明をいただければ。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）新制度に移りましても、教育委員会という会はもちろん継続されるわけでございます。ただし、教育長は教育委員でございましたが、新しい教育委員会については、教育長と教育委員4名で構成する会議となります。

今回の新教育委員会制度の狙いでも、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する市長との連携の強化、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために、国が教育委員会に指示できることを明確化したものでございます。

新たな教育委員総会議につきましても、この教育委員会とは別に、市長が招集して、先ほど申し上げたとおりのような内容について協議、審議をいただくところになるということでございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第40号から議案第42号までの3件については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより3件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号 橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について から、議案第42号 橋本市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について までの3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第42号までの3件については原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第43号 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例及び橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(石橋英和君) 日程第18 議案第43号 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例及び橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第43号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、こ討論を終結いたします。

これより、議案第43号 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例及び橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第44号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長(石橋英和君) 日程第19 議案第44号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）職員定数、合計は一緒だけれども、市庁の事務局から市民病院に39人異動ということで、実際に市役所の中ではかなり正職員の人数は減らされてきていると思うんですけども、事務局の現在の職員数は何人なのでしょう。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）現在の職員数、26年4月1日現在の職員実数で申し上げますと、市長部局の職員が417人、それから議会事務局職員5人、それから消防職員66人、教育委員会事務局及び教育機関の職員ということで68人、選挙管理委員会職員3人、監査委員事務局2人、農業委員会職員3人、上下水道部の職員が26人、合計、病院を除いて590人でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）この職員の定数につきまして、これはもう県の市町村課と協議されて、改正に至ったということだと思んですけども、まず、協議内容について簡単にご説明願いたいと思います。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）以前は、条例定数をさわる場合は、県の市町村課と十分協議してっていうことであつたわけですけども、現在は県の見解もそれぞれ自治体の判断でということがもう主流になっていますので、病院定数の全体的な総定数の協議ということはいたしておりません。ただし、病院に関しましては、市町村課とも一応お話もさせていただいております。

○議長（石橋英和君）8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）ということであるんで

すけども、これを見せていただきますと、改正前と改正後、市長部局では、改正前は531人、改正後が472人、そして、病院のほうでは、改正前が314人、改正後が353人となっておりますわけでございますけれども、差し引きしますと39人、市長部局のほうでは職員が減ると。ほんで、病院のほうで39人が増えるという形になっておるんですけども、これは数字合わせじゃございませんけども、ただそういった形で、市長部局については39人、病院については39人がどうというような形になっておるんですけども、この辺についてご説明いただきたいと思ひます。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）今回の条例定数の改正ですけれども、市民病院の診療体制の充実、それから医療の質の向上並びに病院経営の安定を図ることということで、医師、看護師、理学療法士などの技師の増員を図るために、職員定数の条例の改正を提案させていただきました。

なお、市長部局につきましては、職員定数自体が511人ございまして、合併後、職員の削減に取り組んできた経緯がございまして、定数と実職員数と余裕があるということで、現行の職員総定数を増やさないという観点の中で、病院の定数増加分を、市長部局の職員定数から減らしたということでございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

10番 坂口君。

○10番（坂口親宏君）ありがとうございました。企画部長の今のご説明でよくわかりましたが、追加で質問をさせていただきます。

市民病院の職員数39人、これは数合わせではなく、きっちりと職員定数の中で異動していただいていると思うんですが、かねてから大変心配をしておりました橋本市民病院の医療の質の向上の問題でございますけれども、

この39人の職員の増で、医師、看護師不足等、医療現場の職員数は充足できているのか。あるいは、この39人の内訳等が決まっていたら、教えていただきたいと思えます。

○議長（石橋英和君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）今日の医療は、マンパワーの充足をもって良質な医療を提供するという形になっておることについてはご承知のことと思えますが、今回39人の定数を増員ということで計画をさせていただいておりますが、病院の改革プランによりまして、平成30年までの人数の計画をいたしております。医師につきましては、現在47人であるわけですが、52人に持っていきたいと考えております。それから、看護師でございますが、現在177人を204人まで持っていきたいと考えております。それから、技師でございますけれども、現在57人でございますが、81人まで持っていったらと考えております。事務職につきましては、定数、現在15人でございますが、平成30年でも16人ということで考えております。

現在のところ、医師、看護師については314人の定数をお認めいただいておりますが、現在の職員数は313人で、職員定数に1人欠けるというところまで来ておるわけでございますが、今後、技師と医師、看護師関係の専門職分野を強化していきたいということで準備を進めておまして、なかなか充足するのに非常に苦労しているという状況でございます。各学校等に依頼をいたしまして、採用計画で就職していただきたいということで、活動を展開しているというところでございます。以上です。

○議長（石橋英和君）10番 坂口君。

○10番（坂口親宏君）ご説明ありがとうございます。

今、メモをとりながら単純に計算をしてお

りましたけれども、プラス39人の増員の中ではおさまりにくい数字をおっしゃっていましたが、私の計算間違いであれば心配はないと思うんですが、非常に老婆心ながら心配をしております。プランの中で、それぐらいの増員数がなければ、充実した医療ができないとおっしゃっているのにもかかわらず、そのプラス39人の増員の中でおさまりにくいというのは大変心配しておりますので、橋本市市民病院の質の向上というのは、大変懸念をしておりますので、医師不足の問題あるいは現場、看護師の問題等、どのようなやりくりをすればいいのか。また一度十分にお考えいただいで、これ以上質問することもできないんですけども、大変心配しておりますので、何とかそのやりくりの中で、質のいい医療を提供していただけるようにご配慮いただけますようお願いいたします。ご答弁は結構です。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）数字的にちょっと合わないというお話ですけども、先ほど管理者が、現行の数字を、医師47人、看護師177人、技師57人、事務局15人と言ったのが、去年の4月1日現在で、その後、順次採用もしてまして、現在は313人ということでございますので、数字的には合うと思えます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）お聞きします。

職員の数のことなんですが、まず1点、正規の職員と非正規の職員、特に私、気になるのは非正規の職員が何人おられるかということをお聞きしたいんですけども、それと正規と非正規の比率を教えてくださいませんか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）今回、非正規の職員の資料まで持ち合わせておりませんので、

お答えは、今現在できません。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）それではお聞きします。

病院職員は、お聞きしたように、増やしていく方向はもう当然だと思うんですけども、事務局の分の職員なんですけども、減らしていくと、あと嘱託で残られる方もおられると思うんですけども、今後、非正規がどんどん増えてくるような気がして、やっぱり私、思いますのは、財政的な問題もありますけども、非正規をどんどん増やしていくということが、一番私が気になるところは、この市役所の仕事というのは、やっぱり個人情報扱うところが多々、相当あると思うんです。私が思うのは、非正規を入れていく形に変えていけば、個人情報も本当にセキュリティーが守れるのかという気になりますんで、一概に正規を減らすことだけにいけば、問題が起こるんじゃないかと気になるんです。

だから、先ほども比率も気にしたんですけども、非正規の比率をどんどん上げていくことには、私は反対なんです。それで、比率を気にしたので、お答え願いたいんですけども、今後、これからずっと経過を見ていくと、非正規が増えていく方向に持っていく方向なんですかということを、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）市行政全体の話でお話しさせていただきますと、やっぱり民間委託等々をしていくという一つの大きな考え方を持っています。そんな関係で、民間委託しますと、正職員も削減できますし、当然非正規の職員も削減できるということにもつながっていくかと思えます。

それから、現在の非正規の職員でも、私たちの正規職員と同様、秘密厳守というのがございますので、秘密の漏えいとかっていうこ

とにはならないと思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ちょっと大きな話で申しわけないですけど、前から議会でもいろいろ話は出ていましたけども、結局、市民病院の職員、マンパワーを確保しようとするば、定数に市民病院の職員が含まれているというところに非常に大きな問題があると。つまり、市民病院のマンパワーを確保しようとするば、市長部局、市の職員の定数を減らして、市民病院を増やしていかなければいけないという今の現状があるから、こういう形になっているというのは理解しているんですけども、そこでお聞きしたいんですけど、以前から聞いても答えはわかっておるんであれなんですけど、副市長にちょっとお聞きしたいんですけど、やはり国の中で定員削減の計画等があった、市民病院の職員を減らすわけにはいかない中で、市の職員を減らしていかなければいけないという現状があって、そしてマンパワー不足になって、さらにまた市の職員を減らして、市民病院の職員を増やさなアカンという今の現状を、やはり市民病院の定数は市の職員の定数としてカウントされないように働きかけていっていただけるように、議会からも再三お願いしているし、議会のほうからも話はさせてもうとるんですけども、その中で、独立行政法人化の話が出たりとかいろいろあったんですけども、今の現状として、市として、国に対してもそうなんですけど、どういったお話を持っていておられるのか。そして、現状、できていないと思うんですけども、どういった形になっているのかというのを、ちょっと一度お聞かせください。お願いします。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）これは、議員ご指摘

のとおりで、発端は公務員の総定数という問題が、国、地方にかかわらずございまして、その中で定数を削減していくということの中で起こってきた問題でございますけれども、確かに病院というのは公営企業でございますので、本来は公務員でなければ、その需要に合わせてマンパワーを増員することによって、経営状態も改善されるという点がございまして、ただし、公務員の総定数という点で、橋本市市民病院については地方公務員でございますので、その点が足かせになって、なかなか増加させることができなかつた。それによる経営状態の改善が進まないという点もあったかと思ひます。

そこらは、議員もご指摘いただきましたように、県なりという形で国のほうへも働きかけを、現在も引き続いて行っております。ただ、これは法律上はどうこうということではないんですけども、一応国の考え方の指導がございまして、現状では総定数をというところのところは、基本的なところは変わっておりませんが、若干公営企業であるという病院の立場と申しますか、経営状態の改善というところは、いろんな働きかけの中で理解は進んできたのかなということは考えております。

その結果、先ほどの企画部長からもご答弁させていただきましたように、県のほうへもこの定数でということ、市民病院については協議をさせていただいたんですけども、本来定数を増やすことによって、職員を充足することによって、経営状態が改善できるであろうということは、ご理解をいただけたのかなと思っておりますし、その中で、先ほどからもご説明申し上げましたように、定数上で若干余裕のある市のほうは削減をさせていただくということで、今回、条例を提案させていただいております。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

以前、病院長もおっしゃられていましたけど、やっぱりマンパワー不足というのが、一番の病院の課題になっています。そのマンパワー不足の病院に関しては、やはりどんどん看護婦なり医師を増員していかなあかんねやけども、こういった形で足かせがあるっていうのも非常に問題やと思ひます。特に市民病院というのを、今現状維持できている市町村というのはもうかなり少なくなつてきていますんで、やはり地域の包括的な、中心的な役割を持つ病院となりますんで、やはりその部分というのは、橋本市だけの問題じゃなくて、近隣の市町村の方もご利用される病院なんで、ぜひともやはり定数から外していただきたいと思うのが、自分も思とる所存なんですけども、なかなか難しいと言ひながら、少しずつ理解いただいているということなんで、これからもご尽力よろしくお願ひいたします。自分たちもまた頑張つて、できる限りのことで、頑張つていきたいと思ひますんで、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）先ほど3番議員のご質問の答弁もれをさせていただいた件でございます。

去年4月1日現在で、全て病院も含む正職員数が886人と申し上げました。嘱託職員については208人、臨時職員については340人、正職員、嘱託・臨時職員含めて1,434人となるわけでございますけども、比率で言ひますと正職員数は61.8%、嘱託職員数は14.5%、臨時職員数は23.7%でございます。これは、全て病院も含んだ割合でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）2点ほどちょっとお聞

きしたいと思います。

39人の病院が増員ということなんですが、今、口頭ではいろいろとマンパワー不足とか、このことによって収益性が向上するとか、いろいろ言われているんですけども、やはり我々としては、39人増員するということになりますと、大変な人件費のアップになるわけですね。年間からいきますとね。それを、やはりそのことによってそれ以上にプラスアルファがあるんやでと。市民サービスも含めていろんな面でプラスアルファがあるんやでということがなかったら、このことについてはなかなか承認しづらいというか、議会としてはね。

だから、そこらをやっぱりもつきちっと、ただ単なる口頭じゃなしに、数字を出していただいて、我々が理解できるような計画を出していただかないと、大きな39人という増員についてはなかなか承認しがたいんじゃないかなと、私は思います。議会としても責任がありますので、39人増員するが収益は悪なったというんでは、市民病院として市民のために持続性が発揮できないということになりますので、その辺をきちっとやはり議会に提出をお願いしたいなと思うんです。

もう一点ですけれども、再任用制度というのをやられておるんですけども、これは国が言う再任用制度に当てはまらないような再任用制度をされとる。国が言われているのは、再任用制度によって採用された方については、職員定数に入りますよということになるわけでしょう。これは、将来的に再任用制度を国が言うような形できちっとしていくようになれば、再任用の方が定数に入ってくると、正職員の割合というのはやっぱり減ってくるということになるかと思うんです。

ただ単に、正職員が減りゃええっていうものでもないんで、市民サービスからいくと、

いろんな将来の橋本市のことを考えていきますと、一定の正規職員というのは必要であるし、なおかつ合理化といいますか、経費削減からいきますと、嘱託職員で変更していかんなん分は若干出てくるんですけども、その辺のバランスはきちっととっていかんなんということになってきますと、再度定数条例を変更しなくてはならん状況になるのかなと思うんですけども、その辺の将来を見越しての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）職員の退職者の再任用の件でございますけれども、確かにうちの条例でも再任用することができるという規定にしています。て言いますのが、先ほど議員もお話があったがですけども、再任用の場合は定数にカウントされるということになりますので、再任用制度に基づいて退職職員を採用しますと、今度、若い職員が入ってこれないということにつながっていきます。

将来的な採用制度の中では、年齢的なバランスがまた崩れてしまう。それから、新陳代謝が図れないというようなことにもなりかねませんので、橋本市といたしましては、嘱託職員を再任用する考え方は持っておりません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）お答えいたします。

39人の増の計画を上げているわけでございますけれども、私どもとしては、この数字だけでは満足できないというつもりであります。公営企業でございますから、もう当面企業の実を上げるということが絶対使命でございますので、そのことを抜きにということには全く考えておりません。医療の質を上げること、そしていわゆる収益を上げるということが大前提でありますから、それを前提に人員

計画を上げております。

ご存じのように、医療の中では収益を上げる具体というものは、ドクターと、現在はリハビリテーションの担当の技師でございます。医師と技師を充足さすということが、収益に直結してくるわけでございます。

一例を申し上げますと、橋本市民病院の技師は現在20人不足なんですけど、隣の紀和病院の技師は60人以上おるわけです。したがって、当院でも、もう退院のときにリハビリが必要だと言ったら、紀和病院へ行ってくださいと言わざるを得んような状況にあります。そうすると、医師のサイドから見ると、なおざりに形だけリハビリをちょっとだけして、はいどうぞと言って帰さないかと。本当に治す体制になっていないということです。

もっともっと充足をさす。リハビリというのは、1単位20分なんですけども、それを1単位をちょっとやったら、はい1日終わりです。1日に20分のリハビリがとても効果がありません。もう3単位も4単位もするというのが必要になってくる。やればやるほど収益が上がるということで、自分で給料を稼ぎ上げる形になっております。

そういうことが一つの実例でありますので、その具体を充足させていきたい。企業の実を上げるといいますと、先ほど岡議員がおっしゃいましたように、本来は企業の流動性に応じて自由に体制を組んでいくというのが、本当の企業であるわけですが、そういうことを我々もよく踏まえ、市のほうとも協議するわけですけども、そういうふうに行っていったら、地方自治体の公務員としての身分を保障しながら、独立行政法人化にして、行政から病院を切り離せというのが、国の指導になっております。

公務員の身分のまま置いておくということ

になると、公務員定数枠に縛られるということになると、企業の実が上がらないんじゃないかということになってきます。流動体制がきかないということになっておまして、非常に苦労している。現在も、この3月末で薬剤師が2人退職申し出があった。そうすると、薬剤師も毎晩24時間体制を、夜勤を組んでおりますけども、2人欠けてくると、もう夜勤ができないということにもなってきますと、今も非常に苦労しておるわけでございますけれども、そういうことから、当然辻本議員がおっしゃいましたように、これに基づく39人の増加体制になったときにはどうなります、収益との関連はどうなりますというこの計画の上で上げさせていただいておるということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）職員の定数の問題ですけど、先ほど企画部長が言われたとおり、やはり新しい若い方が採用されないという状況になってきても大変な状況になりますので、今後、本当に再任用制度をきちっとやっていくときには、十分配慮した中で職員定数の変更というのも出していただいたかなと思っております。

それと病院なんですけども、今の管理者の話はわかるんですが、我々も、今の時代、やはり口頭ではなしに、数字的なものがやはり一番確かなものといいますか、我々の判断基準になろうかなと思うんです。現状、どうしてもマンパワー不足しているんですよ、日常業務の中でこれだけはどうしても要るんですよと、現状維持の中でもこういう人材が不足していますよと。そして、今言われたとおり、技師の方が少ないから収益的にも大変しんどい部分もあるんで、これだけ増やしたらこれだけ収益がありますよというきちっとし



たものを、やはり私たちに出していかないと、ただ単に39人増やしますよと。そのことによって、市民病院が市民のニーズに応えられる。なおかつ収益も上がってくるんやという口頭だけでは、我々としては、この辺のところを了解するというについては、やはり議会としての責任というのがありますので、その辺をもう少し丁寧な資料提出とか、その辺をやっていただきたい。これは要望にしときますけども、ただ単にこの議案でぱっと上がってきて、口頭で質問したから、口頭でこうですよと言われても、我々としては、市民の方からいろいろ話があったときに説明のしようがないというのが現状だと思いますので、所管の委員会にでもそういう資料を出していただいているのであれば、ありがたいと思いますけども。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第44号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時まで休憩いたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第20 議案第45号 橋本市税条例の一部を改正する条例について から、日程第23 議案第48号 橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの4件

○議長（石橋英和君）日程第20 議案第45号 橋本市税条例の一部を改正する条例について から、日程第23 議案第48号 橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの4件を一括議題といたします。

これより4件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）督促手数料を50円から100円に改正するという提案なんですけれども、そもそも私自身は、この50円というのは郵送料であると思ってたんです。それで、いろんな人に聞いてみたら、いや封書で来たよという方もありまして、封書のときも手数料は50円であったと。現在は、最近見たんですけども、ペリペリとはがす。その中に納付書がついているというものになっていて、これもはがきだから、多分50円じゃないかなと思うんですけども、ただ、消費税が上がっ

たことによって、今はもうはがきも52円になっているんですけれども、今回、100円ということなんですが、この100円の根拠と申しますか、その辺の説明をお願いします。

それとともに、そもそも税金その他を期限内に納めないことによって、この督促状が送られるわけですから、ご本人に負担いただくというのは、それはそのとおりだと思うんですけれども、ただ、中にはいろいろな場合もあると思うんです。この条例の中に、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないってあります。このやむを得ない理由というのは、どういうときなのか。この2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君）督促手数料の徴収の金額の根拠、それからやむを得ない理由についてのおたがいでございますが、督促手数料につきましては、期限内に納付されている方と納付されていない方の公平性を図るといふ趣旨のものでございますけれども、督促手数料について諸費用を計算したところ、督促に係る費用が約100円に上るといふことで、現行の50円から100円に改正するものですが、根拠と申しましては、まず、用紙代及び印刷費用にはメールシーラー、先ほど議員がおっしゃられたペリペリとめくるやつも含め、添付費用も含めまして25円、それから郵送料、はがきの郵送料になりますので52円、それからあと人件費、発送日までに納めてくれた人の分の抜き取り作業等の人的な作業がある程度必要になりますので、それが約17円、それからその他、システムの維持管理経費等も含めまして約6円、トータルで約100円ということになります。

それから、先ほど言われたやむを得ない理由でございますけれども、今まで調べたところ、事例はございませんが、郵便物が届いていなかったという証明が正当になされた場合や、

督促状を発送した翌日に大地震等の災害が発生した場合等は該当すると考えています。個々の事情、状況により、やむを得ないといふことで、判断をさせていただくといふことでございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第45号から議案第48号までの4件については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより4件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 橋本市税条例の一部を改正する条例について から、議案第48号 橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの4件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第48号までの4件については原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第49号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例につ

いて

○議長（石橋英和君）日程第24 議案第49号  
橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）介護保険料が3年に1回の見直しによって提案されているんですけども、基準額で言いますと、改正前が（4）の6万9,000円で、改正後が（5）の7万6,400円ではないかなと思うんです。それで合っていたら、7,400円の値上げということになりまして、12で割ったら616円、基準額でいってもかなり大きな値上げ幅になっているんじゃないかなと思うんです。いろいろなこれから増える給付とか計算した上でこうなるとは思うんですけども、それにしても、年間7,400円の値上げというたら、かなり大きな負担になると思うんです。そんな中で、値上げ幅を減らす努力をされたのかどうかということについてお尋ねします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今おたがの件で、議員おっしゃられるとおり、いわゆる基準額に該当するところが7万6,400円の部分でございます。端数の関係がございますので、基準月額という関係で、12で割ったら基本的には618円というふうになろうかと思えます。これは端数の関係でございます。

月額で考えますと、前3カ年、第5期でございます。基準月額が5,750円から、第6期で6,368円、618円、10.75%の増加ということになってございます。

これにつきましては、ご指摘のとおり、上がる要因あるいは抑制する要因、いろいろございます。やはり一番大きいのは、高齢化の進行、認定者数の増加に伴うサービス受給者

数の増加等に伴う部分が一番大きくなってございます。次に大きいのが、第1号被保険者の負担割合の増加ということで、国の政令のほうで定められている率が、第1号被保険者が22%に変更となるということが、非常に大きくなってございます。

もともと介護保険制度と申しますのは、介護が必要となったときでも安心して暮らせるよう、介護を必要とする人やその家族の負担を地域で支え合い、ともに生き、ともに支える社会の実現のため、社会全体で支え合う社会保障制度ということになってございます。そのことから、第6期でございますが、平成27年度から平成29年度の見込み総供給サービス量に基づきまして、第1号被保険者の負担分、先ほど申し上げた22%と、3カ年の第1号延べ被保険者数で割りまして、基準月額というのが出てくるということになります。

そこで、議員おたがの下げの工夫なんですけれども、実はこの区分の問題がございまして。これは、国のほうにおきましても、今回は国のほうは6段階、6階層あったものを、9段階に見直すという政令改正を行っております。これを受けまして、本市におきましても、最終11段階としております。改正案にお示ししているとおり、実はここでいう11段階まであるんですけども、所得の高い部分の方々から保険料を多くいただくというふうな設定の仕方をさせていただいております。結果的には、これをもってある程度の値上げの抑制が図れているということになります。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第49号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第25 議案第50号 橋本市立社会体育  
施設設置及び管理条例の一部  
を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第25 議案第50号  
橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第50号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第50号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第51号 橋本市行政手続条

例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第26 議案第51号  
橋本市行政手続条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第51号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第51号 橋本市行政手続条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第52号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第27 議案第52号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第52号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第52号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第28 議案第53号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について と、日程第29 議案第54号 橋本市鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第28 議案第53号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について と、日程第29 議案第54号 橋本市鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）教えてください。

鳥獣被害対策のところなんですけれども、管理が加わったと思うんですけれども、管理に違反するとはどういうことか、ちょっと教えてくださいいただけますか。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）本提案は、今まで管理に対しての条文がありませんでしたので、管理を強化していくことによって、鳥獣被害が縮小されるという観点から法律が改正されて、これに伴って条例も改正されるものです。したがって、管理が行われないという理由から、非常に鳥獣被害が多いということで、制限されてくる内容でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（石橋英和君）12番 清水君。

○12番（清水信弘君）2回目になるのかどうかちょっとなんですけれども、鳥獣の管理というのはどういうことかなということなんですけれども、わかります。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）まず、その生息数が著しく減少しておったり、その生息地の範囲が縮小している希少な鳥獣っていうのもいます。そういった鳥獣を計画的に保護していく。これが、まず一つです。それと逆に、生息数が著しく増加して、またその生息地の範囲が拡大している、いわゆる鳥獣害といったものを、計画的に管理していく。そういった内容でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第53号と議案第54号の2件については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第53号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について と、議案第54号 橋本市鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号と議案第54号の2件について原案のとおり可決されました。

---

日程第30 議案第55号 橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第30 議案第55号 橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第55号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第55号 橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第31 議案第56号 橋本市繊維大型共同作業場設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長（石橋英和君）日程第31 議案第56号 橋本市繊維大型共同作業場設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第56号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第56号 橋本市繊維大型共同作業場設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。